改 正 後		改	正	前
(払済保険へ変更した場合) 9-3-7の2 法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額(以下9-3-7の2において「資産計上額」という。)との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額(傷害特約等に係る保険料の額を除く。)が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。	(新設)			
(注)1 養老保険、終身保険及び年金保険(定期保険特約が付加されていないものに限る。)から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。  2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9・3・4から9・3・6までの例により処理するものとする。  3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。				

改正後改正前

(災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等)

- 9 4 6 法人が、災害救助法第2条《被救助者》の規定に基づき都道府県知事が救助を実施する区域として指定した区域の被災者のための義援金等の募集を行う募金団体(日本赤十字社、新聞・放送等の報道機関等)に対してきょ出した義援金等については、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等(災害対策基本法第40条又は第42条に規定する地域防災計画に基づき地方公共団体が組織する義援金配分委員会その他これと目的を同じくする組織で地方公共団体が組織するものをいう。)に対してきょ出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは、法第37条第3項第1号《国又は地方公共団体に対する寄附金》の地方公共団体に対する寄附金に該当するものとする。
- (注) 海外の災害に際して、募金団体から最終的に日本赤十字社に対してきょ 出されることが募金趣意書等において明らかにされている義援金等につい ては、特定公益増進法人である日本赤十字社に対する寄附金となることに 留意する。

(災害救助法の規定により救助の委託を受けた団体等に対する義援金等)

9 - 4 - 6 法人が災害救助法第32条《日本赤十字社への委託》の規定により 救助又はその応援の委託を受けた日本赤十字社又はこれに協力する募金団体 (新聞、放送等の報道機関、慈善事業団体又は宗教団体、商工会議所等)に 対してきょ出した義援金等については、その義援金等が国等にきょ出され、 又は一般被災者に配分されることが募金要綱、募金趣意書等において明らか にされているものであるときは、法第37条第3項第1号《国等に対する寄附 金》の国等に対する寄附金に該当するものとする。